令和６年４月からの介護報酬改定に伴う

「庄原市介護予防・生活支援サービス事業　サービス事業費単位数表」の改正について

（概要版）

１　第１号訪問事業

（１）介護予防訪問サービス（現行相当）

　　　【基本単位】

変更なし

　【減算】

|  |  |
| --- | --- |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | －所定単位×1/100 |
| 業務継続計画未策定減算 | －所定単位×1/100 |
| 同一建物減算 | ①利用者が事業所と同一敷地内建物等： －所定単位×10/100  ②利用者が同一の建物に20人以上：　　－所定単位×10/100  ③利用者が同一の建物に50人以上：　　－所定単位×15/100  ④前６月のサービス提供90％以上が①：－所定単位×12/100 |

　【加算】＊新設加算のみ掲載

　　　　　　口腔連携強化加算　50単位

（２）生活援助訪問サービス（基準緩和）

　　　【基本単位】

　　　　変更なし

　　　【減算】

|  |  |
| --- | --- |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | －所定単位×1/100 |
| 業務継続計画未策定減算 | －所定単位×1/100 |
| 同一建物減算 | ①利用者が事業所と同一敷地内建物等： －所定単位×10/100  ②利用者が同一の建物に20人以上：　　－所定単位×10/100  ③利用者が同一の建物に50人以上：　　－所定単位×15/100  ④前６月のサービス提供90％以上が①：－所定単位×12/100 |

【加算】

　　　　変更なし

２　第１号通所事業

（１）介護予防通所サービス（現行相当）

　　　【基本単位】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行 | ４月１日以降 |
| 事業対象者・要支援１ | 1,672単位 | 1,798単位 |
| 事業対象者・要支援２ | 3,428単位 | 3,621単位 |

　【減算】

|  |  |
| --- | --- |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | －所定単位×1/100 |
| 業務継続計画未策定減算 | －所定単位×1/100 |
| 送迎未実施減算 | 片道につき：47単位  事業対象者・要支援１の場合（１月）：376単位  事業対象者・要支援２の場合（１月）：752単位 |

【加算】

|  |  |
| --- | --- |
| 運動機能向上加算 | 廃止 |
| 一体的サービス提供加算 | 選択的サービス複数実施加算から名称変更　 480単位 |
| 事業所評価加算 | 廃止 |

（２）社会参加通所サービス（基準緩和）

　　　【基本単位】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行 | ４月１日以降 |
| 事業対象者・要支援１ | 1,337単位 | 1,439単位 |
| 事業対象者・要支援２ | 2,742単位 | 2,897単位 |

【減算】

|  |  |
| --- | --- |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | －所定単位×1/100 |
| 業務継続計画未策定減算 | －所定単位×1/100 |
| 送迎未実施減算 | 片道につき：37単位  事業対象者・要支援１の場合（１月）：300単位  事業対象者・要支援２の場合（１月）：600単位 |

【加算】

|  |  |
| --- | --- |
| 運動機能向上加算 | 廃止 |
| 一体的サービス提供加算 | 選択的サービス複数実施加算から名称変更　 480単位 |
| 事業所評価加算 | 廃止 |

３　第１号介護予防支援事業

　　　【基本単位】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行 | ４月１日以降 |
| 介護予防ケアマネジメント費 | 438単位 | 442単位 |

【減算】

|  |  |
| --- | --- |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | －所定単位×1/100 |
| 業務継続計画未策定減算 | －所定単位×1/100 |

【加算】　変更なし